リサイクル燃料貯蔵株式会社		
提出日	2022年3月2日	
管理表 No.	0209-44	改訂 00

項目	コメント内容
放射線管理(第 18 条)	管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定を、エリアモニタリング設備で間接的に測定するとしているが、「間接的に測定」の意図するところを具体的に説明すること。

## (回答)

技術基準規則第 18 条第 1 項第 1 号では、貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率を測定することを求めており、エリアモニタリング設備で側壁の線量当量率を計測することで、要求を直接実現する。

技術基準規則第 18 条第 1 項第 4 号では、管理区域における外部放射線に係る線量当量を測定することを求めており、また、第 17 条第 2 項では、管理区域における外部放射線に係る線量当量が著しく上昇したときに、警報を発報することを求めている。

線量当量は線量当量率の積分値であり、線量当量が著しく上昇する際には線量当量率が上昇することから、線量当量率で著しい上昇を検知することで、実際に線量当量が上昇する前に検知することができる。したがって、エリアモニタリング設備により線量当量率を測定し、その線量当量率の著しい上昇を検知し警報を発報することで、技術基準規則第17条第2項の要求を間接的に実現するものである。

なお、線量当量率から積分し、線量当量を計算するものではない。

また、線量当量が減少する際には、線量当量率も減少する。線量当量率の変化を監視することで線量当量の変化を 監視できることから、技術基準規則第 18 条第 1 項第 4 号の要求を、エリアモニタによる線量当量率の測定で間接的 に実現する。

以上